

報告第 1 1 号

平成 2 8 年度北本市公営企業の資金不足比率の報告について

平成 2 8 年度北本市公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成 2 9 年 8 月 2 9 日

北本市長 現王園 孝 昭

平成 2 8 年度北本市公営企業の資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
北本市公共下水道事業特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 9 7 号）第 1 7 条第 3 号の規定により事業の規模（5 1 1, 7 1 6 千円）を算定

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」として記載

平成 2 8 年度 北本市公営企業の経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づいて市長より審査に付された北本市公営企業の資金不足比率

第 2 審査日

平成 2 9 年 8 月 3 日

第 3 審査の方法

経営健全化審査は、市長から提出された平成 2 8 年度決算における北本市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された北本市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率	平成 2 8 年度 (%)	平成 2 7 年度 (%)	経営健全化基 準 (%)
北本市公共下 水道事業特別 会計	—	—	2 0 . 0

※ 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」として記載

※ 2 事業の規模 5 1 1 , 7 1 6 千円

2 個別意見

資金不足比率について

北本市公共下水道事業特別会計

平成２８年度決算における実質的な資金不足比率は、資金不足が発生していないので、良好な状態にあると認められる。

３ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。